

銀座地区

駐車施設整備のてびき



中央区都市整備部都市計画課

3546-5468 (直)

目的



区内における開発事業を対象に、東京都駐車場条例に基づき、中央区附置義務駐車施設整備要綱として独自の地域ルールを定め、必要な指導及び協力要請を行い、駐車施設を適切に確保することにより銀座のまちづくりにふさわしい駐車環境の改善を図ることを目的としています。

適用の範囲

銀座一丁目から銀座八丁目までで、都条例において駐車場の附置義務が適用となる新築・増築等が対象となります。

駐車場の附置



次の表に定める駐車施設等を確保してください。

		参加建築物		集約建築物
		事業区域500㎡未満		事業区域500㎡以上
		事業区域内に確保	隔地確保	事業区域内に確保
(1)	駐車施設	都条例に規定する附置義務台数について、事業区域内に確保する	都条例に規定する附置義務台数について、集約駐車場内に確保できる。※1	都条例に規定する附置義務台数に1.2を乗じて得た台数（四捨五入）を事業区域内に確保する。※2
(2)	身体障害者対応駐車施設	1台以上を事業区域内に確保する。（台数については、(1)の内数とすることができる。）	隔地は認められません。	1台以上を事業区域内に確保する。（台数については、(1)の内数とすることができる。）
(3)	荷捌き駐車施設	都条例に規定する附置義務台数を事業区域内に確保する。（台数については、(1)の内数とすることができる。）	原則として、隔地は認められません。	都条例に規定する附置義務台数を事業区域内に確保する。（台数については、(1)の内数とすることができる。）

※1 隔地駐車する際には、集約駐車場等と長期の賃貸借契約が必要になります。

（これに掛かる費用は別途事業者負担となります。）

※2 駐車場の規模は、普通車のものを確保してください。

集約駐車場とは？

この要綱により附加された駐車施設（附置義務の0.2倍分）及び附置された、荷捌き駐車施設及び身体障害者対応駐車施設を指します。

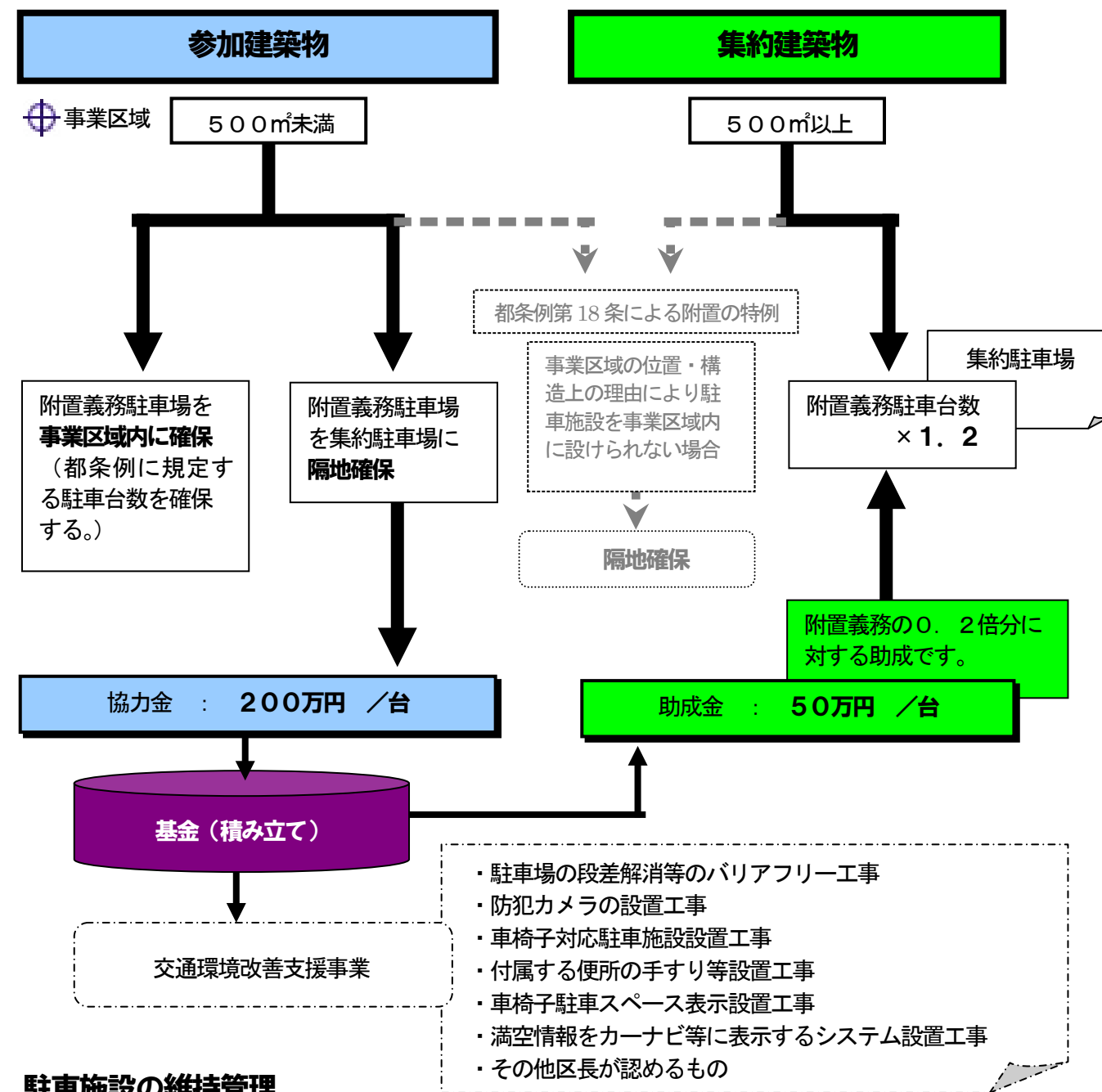
これらの駐車施設は、開発事業区域500㎡未満の隔地駐車先として適切に維持管理をしていただくと共に、荷捌き駐車施設、身体障害者対応駐車施設については、周辺建物との共同利用に協力しなければなりません。

駐車場の規模

都条例17条の5の規定を準用します。

(1)	小型車	幅2.3m×奥行5.0m 以上	(3)	身体障害者対応駐車施設	幅3.5m×奥行6.0m 以上
(2)	普通車	幅2.5m×奥行6.0m 以上	(4)	荷捌き駐車施設	幅3.0m×奥行7.7m 以上 幅4.0m×奥行6.0m 以上 いずれも梁下3.0m以上

事業フロー



駐車施設の維持管理

- 都条例及び当該要綱で確保した駐車施設は、適切に維持管理がされるよう毎年区長に報告をしなければなりません。
- 集約駐車場として確保された駐車施設は、事業区域又は駐車場出入口などに、表示板を掲示しなければなりません。駐車施設を譲渡又は賃貸をするときは、譲渡又は賃貸を受ける方に、維持管理についての事項を契約書などの事項に明示しなければなりません。
- 駐車施設の設置場所、設置台数、建物所有者、建物管理者に変更が生じた場合は、区長に届け出をしなければなりません。

★大規模小売店舗立地法が適応される建物については、別途ご相談下さい。

